

新潟市ミニバスケットボール連盟規約

第1章 総則

第1条（名称）

本連盟は、新潟市ミニバスケットボール連盟と称する。

第2条（事務局）

本連盟の事務局を、「総務委員会の指定するところ」に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本連盟は、新潟市ミニバスケットボール界を代表する団体として、ミニバスケットボールの健全な普及発展及び技術の向上を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 競技会の主催及び後援
- 2 新潟県ミニバスケットボール連盟ならびに新潟県バスケットボール協会及びその関係団体が行う事業への参加。
- 3 ミニバスケットボールに関する技術及び規則・審判に関する調査研究。
- 4 ミニバスケットボールに関する講習会の開催及び指導者の養成。
- 5 その他、本連盟の目的達成に必要な事業。

第3章 組織

第5条（組織）

本連盟は、次に掲げる会員をもって組織する。

- 1 所定の登録をしたチームの代表者。
- 2 目的に賛同する者。

第6条（委員会）

本連盟は、次に掲げる委員会を設ける。なお、総務委員会の承認を得てその改廃をすることができる。委員会の規程は、総務委員会が別に定める。

- 1 技術向上委員会
- 2 競技委員会
- 3 式典委員会
- 4 規則審判委員会
- 5 広報委員会
- 6 事務局
- 7 少年少女実行委員会

第7条（役員）

本連盟に、次の役員を置く。

1	会長	1名
2	副会長	2名
3	参与	若干名
4	理事長	1名
5	副理事長	2名
6	理事	若干名
7	アドバイザー	若干名
8	総務委員長	1名
9	専門委員長	5名
10	専門委員	若干名
11	監事	2名
12	事務局長	1名
13	事務局員	若干名

第8条（役員）

- 1 会長・副会長・参与・監事は、総務委員会で選出する。
- 2 正、副理事長は、理事の中から選出し、会長が委嘱する。
- 3 理事は、地区代表者及び会長が推薦した者がこれにあたる。
- 4 総務委員長、アドバイザー、専門委員長及び専門委員は、総務委員会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。
- 6 総務委員は、理事長・副理事長・理事・専門委員長・事務局長とし、会長が委嘱する。

第9条（任務）

- 1 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受けて会務を遂行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職を代行する。
- 5 **アドバイザーは、当連盟の諸活動において適宜アドバイスをを行う。**
- 6 総務委員長は、総務委員会において議事を進行する。
- 7 専門委員長は、各専門委員会を代表し会務を遂行する。
- 8 専門委員は、会長が委嘱する専門的会務を遂行する。
- 9 監事は、会計を監査し、その結果を総務委員会に報告する。
- 10 事務局長は、会長の命を受けて会務を執行する。
- 11 事務局員は、事務局長を補佐する。

第10条（役員の任期）

- 1 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は補充を行う。任期は、前任者の残任期間とする。

第11条（顧問、参与）

- 1 本連盟に、顧問・参与を置くことができる。
- 2 顧問・参与は、総務委員会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議

第12条（会議）

本連盟の会議は、次の通りとする。

- 1 総務委員会は、次の事項を審議決定または承認する。
 - (1) 事業の承認
 - (2) 予算及び決算の承認
 - (3) 役員の承認及び推薦
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他必要な事項
- 2 総務委員会は、必要に応じて会長又は理事長が招集する。
- 3 総務委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開き議決することはできない。
- 4 総務委員会の議事は、出席委員の過半数の議決をもって定め、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 委員が総務委員会に出席できない場合は、代理出席の者や委任状をもって議決権を委任することができる。
- 6 専門委員会は、専門委員長が必要に応じ招集する。
 - (1) 担当事項の審議
 - (2) 決定事項の計画実践

第5章 登録

第13条（登録）

本連盟の主催する事業に参加しようとするチーム及び選手は、本連盟に登録しなければならない。

※本連盟はそれらを審査し、新潟県ミニバスケットボール連盟に送付する。

第6章 会計

第14条（経費）

本連盟の経費は、競技会参加費・事務局運営費・連盟登録料・各種補助金並びに寄付金雑収入をもってこれに充てる。

第15条（予算）

本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総務委員会で編成する。

第16条（決算）

本連盟の収支決算は、総務委員会で作成し、監事の監査・承認を受ける。

第17条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年5月1日から翌年の4月30日までとする。

付則 本連盟の規約は、平成19年8月21日より施行する。
平成25年4月1日改訂。

委員会規程 規約第4条，6条より

【総務委員会】

- ・各役員は常任であり，連盟の業務を執行する。
- ・会長または理事長の求めに応じて必要事項を協議する。

【技術向上委員会】

- ・本連盟に登録しているチーム並びにプレイヤー個々の技術向上に関わる活動を担当する。
- ・コーチミーティングを主催し，コーチのマナー及び指導力の向上を担当する。

【競技委員会】

- ・連盟主催の大会を運営する。（組み合わせ抽選，会場準備，用具準備・設営等）

【式典委員会】

- ・連盟主催の事業における式典の運営を担当する。（司会・進行・補助等）。
- ・式典時に必要な物品（賞状，副賞等）を用意する。

【審判委員会】

- ・連盟主催及び共催の大会における審判及びT・Oの割り振りを担当する。
- ・講習会を開催し，審判技術向上を図る活動を担当する。

【広報委員会】

- ・連盟主催の大会結果や活動の様子等を広報する。

【事務局】

- ・連盟の事務全般を担当する。
- ・大会運営に関わり，監督・代表者を主催する。

[会 計 運 営 細 則]

第 1 章 総則

第 1 条

この細則は、新潟市ミニバスケットボール連盟規約（以下「規約」という。）第 6 章の規定に基づき、会計処理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条

新潟市ミニバスケットボール連盟（以下「連盟」という。）の会計に係わる事項は規約に定めるほか、この細則により処理するものとする。

【会計種目】

第 3 条

連盟の会計は、次のとおり設定するものとする。

- 一 一般（運営費）会計
- 二 特別会計

【会計処理の原則】

第 4 条

- 1 連盟の会計は、各会計の経理状況を明らかにするため、公正妥当な会計処理の基準に従って行う。
- 2 前条の各会計間の受入、払出及び連盟が保有する資産等の流用は、総務委員会の議決を得なければならない。

【会計担当理事の指定】

第 5 条

総務委員会は、理事の中から会計に係る責任者（以下「会計担当理事」という。）を指定するものとする。

【会計上の職務分担】

第 6 条

連盟の業務を適正に運営するため、会計上の職務分担は次のとおりとする。

- 一 会長は、収入及び支出を伴う契約の締結・承認を行う。
- 二 収入及び支出を伴う承認事項の確認は総務委員会が行う。
- 三 会計担当理事は、次に掲げる事項を行う。
 - ① 予算案の作成
 - ② 予算執行状況の確認・調整
 - ③ 収入支出に伴う契約、発注、支払に関する確認
 - ④ 決算に関する報告書の作成

第 2 章 帳票及び勘定科目

【帳票作成の原則】

第 7 条

会計担当理事は、各年度における収支決算書と、正確な会計帳簿を作成する。

【会計証拠書類】

第 8 条

支出の伴う会計証拠書類は、連盟が定める承認書及び請求書、領収書等とする。

【会計帳簿】

第9条

連盟は、会計帳簿として、次の帳簿を備える。

「一般会計収入支出台帳」 「特別会計収入支出台帳」

【帳簿への記入】

第10条

会計担当者は、取引が発生した都度伝票を起票し正当なことを証すべき証拠書類とともに会長の決裁を得たうえ、収入支出台帳へ記帳する。

第3章 預金口座の設定・保管

【取扱金融機関】

第11条

連盟の預金口座を設ける金融機関は、総務委員会の議決を経て、会長が指定するものとする。

【預金通帳等の保管】

第12条

- 1 預金は、連盟名を冠して会長名義で約定するものとする。
- 2 預金は2口座を約定し、以下の払出基準により払出に充てるものとする。
- 3 会長は各口座の印鑑を保管し、通帳は会計担当者が保管するものとする。
- 4 会長に事故又は欠員がある場合は、理事長が印鑑を保管するものとする。

【払出基準】

[一般会計：財源は大会参加費＋事務局運営費として年度当初に1,000円徴収する]

- ・公立体育館利用料（夏季冷房費，冬季暖房費含む）→請求額
- ・小学校体育館利用謝礼→1試合500円（1日上限3,000円，またやむを得ず他体育館を利用した場合も同額）
- ・審判料→外部審判に限り1試合500円＋弁当（但し，市外からの外審にはJR運賃に該当する交通費も）
- ・各大会運営上の必要経費（役員用弁当，消耗品等）
- ・通信費，印刷費，事務に関する消耗品購入等
- ・室料（各種会議等）（夏季冷房費，冬季暖房費含む）→請求額

[特別会計：財源は登録費還元金及び寄付等]

- ・上記一般的支出項目にない支払いに対し，総務委員会の承認をもって充てる。

[例] ・大会運営に関わり使用した施設及び備品等の破損・修繕の弁済

- ・全国大会（3万円），北信越大会・東北大会（1万円）参加報奨金
- ・総務委員会で承認された備品の購入
- ・連盟として推薦又は派遣するチーム等への補助（個人経費の半額が上限）
- ・連盟役員の慶弔（一親等まで）